

社会保険
労務士様向け

弁護士による労務対策シリーズ勉強会

(1)隠れ残業問題の対処法 (2)ハラスメントにならない
指導の方法 (3)社員に横領をされた時の対処方法

社労士先生がとるべき2024年問題への対応とは！

▼第1回

隠れ残業代問題

歩合給と定額残業代制度を使いこなして 残業代請求問題から顧問先を守る！！

このような先生方はぜひ本勉強会にご参加ください！

参加費用
無料！

- 顧問先に課長等の役職者に残業代を支払っていない会社がある
- 顧問先に固定（定額）残業代、みなし残業代を採用している会社がある
- 運送業、建設業、サービス業その他社員の残業が月20時間以上の会社を
顧問先にお持ちの方
- 残業代の請求をされる前にできる対策を知りたい方

オンライン

2024年 2月13日(火)

10:00~11:30

Web会議システム「Zoom」

オンライン

2024年 2月26日(月)

10:00~11:30

Web会議システム「Zoom」



・Web会議システム『Zoom』を使用して実施します。
ご参加には、パソコン、タブレット、スマートフォンなどの端末と、インターネット環境が必要です。
また、全日程とも同一の講義内容になります。

講師

上野俊夫法律事務所 弁護士 上野 俊夫



【講師プロフィール】群馬県高崎市で生まれ東京都で育つ。
平成14年に司法試験に合格し、前橋市の法律事務所に勤務後、
平成20年に館林市で上野俊夫法律事務所を設立。
設立以来、使用者側の労働問題を数多く取り扱う。
社労士会、市役所、公立病院での研修講師なども務めている。
令和2年度より、館林商工会議所の顧問弁護士に就任。
一橋大学大学院国際企業戦略研究科修了(労働法ゼミ)
【所属】群馬弁護士会、館林、太田、桐生、伊勢崎、佐野商工会議所
【講演歴】館林市役所、太田市役所、羽生市商工会 他多数
【メディア】読売新聞、毎日新聞、上毛新聞、他多数

【社労士会研修会実績】
2023年9月埼玉SR経営労務センター研修会
2023年8月埼玉県社会保険労務士会行田支部研修会
2022年11月群馬県社会保険労務士会渋川支部研修会
2022年10月群馬県社会保険労務士会前橋支部研修会
2022年8月埼玉県社会保険労務士会行田支部研修会
2021年11月群馬県社会保険労務士会高崎支部研修会
2021年11月群馬県社会保険労務士会太田支部研修会





勉強会のポイント

- 01. 残業代を圧倒的に減らせる歩合給の正しい使い方
- 02. 定額(みなし)残業代制度の間違った例と正しい例
- 03. 管理監督者制度の甚大なリスクとその是正方法

過去の勉強会参加者の声

- 「現在の業務に大変参考になりました。」
- 「具体的な説明でわかりやすかったです。」
- 「各事例に具体性があり、実際に問題発生した場合対応できそう。」

当事務所の勉強会が選ばれる理由

- ① 使用者側を手掛けている弁護士が時流に沿った労務トラブルを取り上げます！
- ② 大学院で労働法を専攻した弁護士が責任をもって講師を務めます！
- ③ 実際の紛争トラブルを踏まえた具体的な事例を解説します！
- ④ オンライン形式なので気軽に参加できます！

参加費用
無料!

参加特典

今回のセミナーにご参加の方へ特典がございます。

- 01 無料法律相談(初回30~50分)
- 02 残業問題リスクの無料診断
- ▼さらに、勉強会を機に顧問契約をお申し込みいただいた場合
- 03 使用者向け就業規則のプレゼント
- 04 過去の勉強会、研修のテキストをご提供

勉強会のお申し込みはウェブ申込フォーム、またはFAXで送信ください (FAX:0276-56-4735)

【パソコン・スマートフォンから】

上野俊夫法律事務所 セミナー



で検索!

QRコード



<https://komon-uenolaw.com/seminar/>

【FAX用お申し込みフォーム】

貴社名		ご担当者様名	フリガナ
ご参加者様名	フリガナ	役職名	
ご住所			
電話番号		FAX番号	
メールアドレス	必須		
参加されるセミナーに✓を付けてください。			
第1回：隠れ残業問題	<input type="checkbox"/> 【オンライン】2月 13日 (火) 10:00~11:30	<input type="checkbox"/> 【オンライン】2月 26日 (月) 10:00~11:30	
第2回：ハラスメントにならない指導の方法	<input type="checkbox"/> 【オンライン】6月 3日 (月) 10:00~11:30	<input type="checkbox"/> 【オンライン】6月 6日 (木) 10:00~11:30	
第3回：社員に横領をされた時の対処方法	<input type="checkbox"/> 【オンライン】9月 3日 (火) 10:00~11:30	<input type="checkbox"/> 【オンライン】9月 5日 (木) 10:00~11:30	

お申し込み・お問い合わせ先/上野俊夫法律事務所

〒374-0024 群馬県館林市本町2-2-14 アドホック館林2F

TEL:0276-56-4736 FAX:0276-56-4735 URL:<https://www.komon-uenolaw.com>



※問題社員とは違法行為をしたり正当な業務命令に従わない社員等をいうものです。社員の人格は最大限尊重されるべきで、違法行為と人格は別のものであり、問題社員という言葉は、社員の人格を非難するものではありません。